
プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発項目 本日の検討の概要

前回の検討

1. 当委員会は、2016 年 2 月 4 日に「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）の公表を行った（2016 年 4 月 22 日に一部改訂）。意見募集文書に対するコメントは 2016 年 5 月 31 日に締め切られ、33 通のコメントレターが寄せられた。
2. 第 66 回収益認識専門委員会（2016 年 6 月 23 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 339 回企業会計基準委員会（2016 年 6 月 29 日開催）では、寄せられたコメントの概要を説明し、今後の検討の進め方を議論した。

なお、前回の企業会計基準委員会で聞かれた意見は、審議事項(4)-4 に記載している。

3. 第 67 回専門委員会（2016 年 7 月 12 日開催）では、モデルケースとして一部の個別論点（第 7 項参照）について、会計基準の様式や課題及び対応案を議論した。第 67 回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(4)-5 に記載している。

本日の検討事項

4. 第 66 回専門委員会及び前回の企業会計基準委員会において、意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえて、全般的な進め方について、次のような点に対応する必要性が認識されている。
 - (1) 収益認識基準の開発の意義（ベネフィット）について議論を尽くし、日本基準を高品質化することの意味を示すべきであるとの意見が聞かれている。
 - (2) 連結財務諸表と個別財務諸表で同一の会計基準を適用すべきとの意見がある一方で、個別財務諸表に対して新しい収益認識基準を適用することについて懸念する意見が聞かれている。
 - (3) IFRS 第 15 号の内容を変更することなく同一の文言とすべきであり、実務への配慮について基準上手当を行う場合には当該部分が日本基準の枠組みによるものであることを示すべきとの意見がある一方で、我が国における会計実務や取引慣行を斟酌し、日本基準として理解しやすい表現を用いるべきないし従来

の実務を容認すべき等の意見が聞かれている。

- (4) IFRS を連結財務諸表で任意適用している企業と日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業ではニーズが異なるため、そのニーズを反映するように基準開発を行う必要があるとの意見が聞かれている。
5. また、今後、当面の目標である 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用を可能にするために、どのようなスケジュールで取り組むかも検討する必要がある。
6. 今後、第 4 項及び第 5 項に記載した点を検討していくにあたっては、いくつかの個別論点について、会計基準の様式や意見募集文書等で寄せられたコメントを踏まえた課題及び対応案について議論し、開発する収益認識に関する会計基準のイメージを共有することを試みたい。
7. 本日は、モデルケースとして次の個別論点について審議を行う。
- 審議事項(4)-2：【論点 7】返品権付き販売
 - 審議事項(4)-3：【論点 6】変動対価

以 上